

# 公共工事品質確保技術者制度実施要綱（営繕工事）

## 第一 目的

この要綱は、関東地方整備局が「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（以下、「公共工事品確法」という。）に基づいて、公共工事の品質確保の促進を図るための「公共工事品質確保技術者制度」（以下、「品確技術者制度」という。）に関する運用を定めるものである。

## 第二 適用事務

公共工事品質確保技術者（以下、「品確技術者」という。）は、関東地方整備局が発注する公共工事等（営繕部所管事業に限る。）において、総合評価落札方式に関する技術提案の審議を行うことができる。

## 第三 要件

局長は、「第二 適用事務」を適切に実施することができる者として、次の要件を満たす者を品確技術者として委嘱することができる。

### 品確技術者要件

品確技術者は次の 1、2、3 の全てに該当する者又は 2、4 の全てに該当する者とする。

#### 1 次のいずれかに該当する者。

- ① 一級建築士、建築設備士、電気主任技術者、技術士（※）、一級建築施工管理技士、一級電気工事施工管理技士、または一級管工事施工管理技士の資格を有し、かつ、公共工事の発注者としての実務経験または公共工事の監督・検査業務に関わる経験が 3 年以上である者<sup>注1)</sup>。
- ② 一級建築士、建築設備士、電気主任技術者、技術士（※）、一級建築施工管理技士、一級電気工事施工管理技士、または一級管工事施工管理技士の資格を有し、かつ、公共工事の主任技術者・監理技術者または現場代理人の経験が 7 年以上である者。
- ③ 公共工事の発注者としての経験を 25 年以上有し、かつ、設計審査・監督・検査業務または入札契約業務において、直接指示する立場の経験が 3 年以上である者。
- ④ その他、公共工事発注に係わり、局長が特にその資質を認めた者。

（※） 建設業法第 15 条第 2 号イ国土交通大臣が定める試験及び免許を定める件（平成 16 年 4 月 1 日国土交通省告示第 407 号）において、電気工事業及び管工事業の欄に示されている技術士の部門又は選択科目に相当する技術士の資格。

注) 公共工事の設計又は監理業務を受託し、設計業務又は監督・検査補助業務として従事している場合は経験年数に算入しない。

#### 2 「公共工事品質確保技術者講習（以下、「品確技術者講習」という。）」を受講

した者。

- 3 公共工事品質確保技術者申請書審査及び面接に合格した者。
- 4 社団法人公共建築協会が定める資格「公共建築工事品質確保技術者（Ⅰ）」に合格し、資格登録を行っている者。

#### 第四 手続等

##### 1 公共工事品確技術者証の交付

「第三 要件」を満足し、局長より委嘱された者には「公共工事品質確保技術者証」（以下、「品確技術者証」という。）を交付する。

##### 2 品確技術者証の更新

品確技術者証の更新は5年間ごとに行うものとする。

##### 3 委嘱の取り消し

- イ) 局長は、品確技術者としてふさわしくないと判断した場合、委嘱を取り消すことができる。なお、委嘱を取り消す場合、本人に理由を付し通知するものとする。
- ロ) 交付された品確技術者証を、本要綱に定める目的以外に使用した場合は、委嘱を取り消すものとする。
- ハ) 品確技術者として法令の遵守及び秘密の保持を確保できないと認められた場合は、委嘱を取り消すものとする。

##### 4 品確技術者講習

品確技術者は「第二 適用事務」を実施する場合、品確技術者講習を過去一年以内に受講していなければならない。

##### 5 その他

関東地方整備局は、地方公共団体から発注関係事務を適切に実施するための措置に関する要請があった場合、必要に応じて地方公共団体へ品確技術者に関する情報を提供することができるものとする。

なお、情報の提供にあたっては、品確技術者本人の了承を得るものとし、他の目的には使用しない。

#### 附 則

(施行期日)

この要綱は平成18年4月1日から施行する。

#### 附 則

(制度の見直し)

品確技術者制度は関東地方整備局が運用する制度であり、委嘱を受けた者の了解を得ずに、制度の見直しを行うことができる。

附 則

(平成22年9月9日一部改正)

この要綱は平成22年9月9日から施行する。